木造建築供給支援システム認定申請書類の作成要領

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

木造建築供給支援システムの申請に必要な書類の作成要領は、次のとおりである。

1　申請書類
申請書類は、申請書と関係書類で構成する。

2　申請書
①申請書は、木造建築供給支援システム認定申請書（規程様式４）により作成する。
②申請書は、１部を提出する。

3　関係書類
①関係書類は、３部を提出する。
②用紙の大きさは、原則としてＡ４サイズとする。ただし、Ⅱ営業から維持管理までの支援システムの項で、整備状況に必要な資料が既に作成されているものを利用する場合は、この限りでない。また、図表等は折り込みとしてもよい。
③関係書類は、ファイルに綴じる。このファイルは、原則としてＡサイズ左綴じとする。
④関係書類Ⅰ～Ⅴは、項目順に綴じて最初の頁に目次をつける。また、項目ごとに口取紙をつけ、これに項目番号を記入する。

4　関係書類の記載内容等

項　目	記載内容
Ⅰ　木造建築供給支援システムの概要	要領１：木造建築供給支援システムの概要の作成要領を参考に作成する。 様式１：この様式を基に、「木造建築供給支援システムの概要」を作成する。
Ⅱ　営業から維持管理までの支援について １　生産面で支援したい項目 ２　品質・性能面で支援したい項目	要領２：営業から維持管理までの支援についての作成要領を参考に作成する。 様式２：この様式を基に、生産面で支援したい項目の整備状況を作成する。 様式３：この様式を基に、品質・性能面で支援したい項目の整備状況を作成する。
Ⅲ　人工数の調査	要領３：支援内容を人工数でアピールする場合は、人工数の作成要領を参考に作成する。 様式４：この様式を基に、支援工法の人工数を記入する。
Ⅳ　アフターメンテナンス等	要領４：建設省（現：国土交通省）が策定した「新世代木造住宅供給システム」による「契約書」や「保証覚書」等を参考に作成する。
Ⅴ　申請者の内容	様式５：この様式を基に、申請者の内容に企業形態、資本金などを記入する。

「木造建築供給支援システムの概要」の作成要領

■全体について

１）文体は、「である」調とする。
２）シートのサイズは、Ａ４横長とする。
３）様式１のレイアウト表を参考にしながら、Ａ４サイズ４枚以内に納める。
４）内容はパース、写真、彩色等を使用し、できるだけビジュアルな表現とする。

■各項目について

１　供給システムの概要

この項目には、システムの概要を５項目以下で簡潔に記入する。

２　供給システムの内容

パースを使いながら、その部位に必須部材と選択部材が分かるように表現する。原則として全ての必須部材を表示する。色別で区別されるとよい。

３　供給システムの支援内容

上記２の供給システムの内容はハード面が中心なので、ここでは供給システムのハード面・ソフト面の必須事項と選択事項ついて記入する。該当する項目がなければ、「なし」と記入する。

４　供給フロー図

供給フローをフロー図で記入する。

５　供給フローの内容

上記４の供給フロー図の内容を、わかりやすく図・写真等を用いながら文章で完結に解説する。

６　生産面の支援内容

「生産面の特長として強調したい項目」及び「品質・性能面でアピールしたい項目」の整備状況を基に、システムの支援内容を表現する。該当する項目がなければ、「なし」と記入する。

７　建築性能等の向上

１）居住性について

①「居住性」の「改善」「向上」は、「単なる断熱化」や「単なる気密化」では、達成できない。少なくとも複数の改善点（根拠）を示すこと。

②「省エネ基準」を表現する場合は、地域に応じた熱損失係数・日射取得係数・気密性能を全て満足した場合に限る。

③「高断熱・高気密住宅」の表現は、省エネ基準の倍近い断熱仕様及び相当開口面積２□／㎡以下の気密性が必要である。

④「通気構法」には、「遮熱性」「防露性」の改善効果を無条件で認める。

⑤必須部材で住宅性能が実現されないものは、「‥‥の対応が可能」などのように表現し、必ず実現するかのような表現は避ける。

２）構造安全性について

構造強度を表示する場合は、その根拠（実験等のデータ）があるものとする。

３）耐久性について

耐久性に関する「向上」や「改善」の表現は、明確な根拠が必要となる。

４）生産・施工性ついて

①「生産面の特長として強調したい項目」、「品質・性能面でアピールしたい項目」の整備状況を基に、システムの支援内容を表現する。

②「工期の短縮」「生産性の向上と作業の効率化」「加工手間の削減」等についての表現をしたい場合は、標準的な人工数を使って、以下の表現とする。（表現したい項目は、重要なものにしぼり、１～３項目にする。）

標準的な在来工法に対して［注１］により［注２］において

約［　　］割の人工数が削減できる。

（注１：手段を示す。記載例：ﾌﾟﾚｶｯﾄ利用、ﾊﾟﾈﾙ使用等）
（注２：範囲を示す。記載例：全体、大工工事、造作工事等）

③「歩留まりの向上」「木材使用量の減少」の項目に関して表現したい場合は、②の表現に準じて記述する。特に、比較の対象を明記する。さらに、その裏付けのデータを資料として添える。

④その他、生産・施工性・資材に関する項目について表現したい時には、何らかの裏付けとなる資料（計算書、仕様書、写真など）を添える。

⑤該当する項目がなければ、「なし」と記入する。

８　アフターメンテナンス等

建設省が策定した「新世代木造住宅供給システム」による「契約書」や「保証覚書」等を参考に作成する。

９　設立年月日

申請者の設立年月日を記入する。

１０　供給エリア

支援を行うエリアを記入する。

１１　親会社

親会社があれば記入する。なければ、「－」とする。

１２　加盟店数

昨年度の加盟点数を記入する。加盟店による供給体制でなければ「－」とする。

１３　供給実績

昨年度の供給実績を記入する。住宅であれば契約数と着工数を記入し、部品であれば、個数を記入する。また、ソフト面の支援であれば、件数を記入する。

１４　支援を受ける資格（入会資格）

支援を受ける又は入会するための資格があれば、できるだけ詳細に記入する。

１５　支援を受ける条件（入会条件）

支援を受ける又は入会するための条件をできるだけ詳細に記入する。

例えば、地域割りの有無、年間供給戸数の義務、モデルハウスの建設、これ以外の条件があればその内容を記入する。

１６　入会金

支援を受けるための入会金が必要であれば、記入する。

１７　年会費

支援を受けるための年会費が必要であれば、記入する。

１８　その他の経費

入会金及び年会費以外の経費が必要であれば、記入する。

１９　瑕疵保証について

瑕疵保証制度の条件があれば、その内容を記入する。

２０　完成保証について

完成保証制度の条件があれば、その内容を記入する。

２１　問い合わせ先

このシステムについての問い合わせ先を記入する。

会社名
住　所
ＴＥＬ
ＦＡＸ
ＵＲＬ

「営業から維持管理までの支援システムについて」の作成要領

営業から維持管理までの支援について、別添の様式２及び様式３をもとにしながら、大工・工務店等への支援ツール等の整備状況を作成する。

・様式２について

様式２は大工・工務店等に対し「生産面の特長として強調したい項目」を記入するものである。支援項目は「営業関連」「設計関連」「現場管理関連」「施工関連」「維持管理関連」「その他」に大分類されているので、支援を行うものに●印を付けるとともに、その根拠となる資料を添える。特に、様式１の小項目で「‥‥の提供」については、原則として資料の添付が必要である。該当する項目がなければ削除する。

＜記入例＞

様式２

「生産面の特長として強調したい項目」の整備状況

大項目	中 項 目	小 項 目	該当項目	資料有無	資料等の概要
営業関連	○販促ツール（消費者への配布資料等）	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ、ｶﾀﾛｸﾞ類の提供	●	有	資料１－１（Ａ４版、10頁ｶﾗｰ刷、有料）
		・参考プラン集の提供	●	有	資料１－２（Ａ４版、３０頁ｶﾗｰ･白黒刷、有料）
		・参考価格表の提供	●	有	資料１－３（Ａ４版、地域別設定表、有料）
		・営業用ビデオの提供	●	有	資料１－４（ＶＨＳ、３０分、有料）
	○業務支援ツール（工務店での作業支援関連）	・営業マニュアルの提供	●	有	資料１－５（Ａ４版、２００頁、貸与）
		・営業研修会の実施	●	有	資料１－６（テキストＡ４版、３０頁）
		・参考価格表の提供			
		・企画型住宅の提供			
		・プラン検索システムの供給	●	有	資料１－７（ＣＡＤﾃﾞｰﾀ例、有料）

・様式３について

様式３は大工・工務店等に対し「品質・性能面でアピールしたい項目」を記入するものである。アピールしたい項目は「居住性能」「生産・施工性」「資材」「その他」に分類されているので、アピールしたい項目に●印を付けるとともに、その裏付けとなるデータなどを添える。該当する項目がなければ削除する。

＜記入例＞

様式３

「品質・性能面でアピールしたい項目」の整備状況

大項目	中 項 目		小 項 目	該当項目	資料有無	資料等の概要
住宅性能	○居住性	○省エネ	・新省ｴﾈ基準の対応	●	有	資料２－１（Ａ４版、熱損失係数表、日射取得計数表）
			・次世代省エネ基準に対応			
			・IBEC認定の気密住宅			
			・IBEC認定のｿｰﾗｰ住宅ｼｽﾃﾑ			
		○居住環境	・遮音性能の向上			
			・熱環境の向上			
			・地域性の配慮			
	○構造安全性		・床剛性のアップ	●	有	資料２－２（床組の水平加力試験のデータ）
			・面材耐力壁の余力強度の向上			
			・壁・柱直下率による評価			
	○防火性		・耐火性能の向上			

「木造住宅の人工数」の作成要領

支援する工法の人工数を下記のモデルプランを用いて様式４に記入する。

モデルプランの基本仕様書

１．工事概要
(1).階数：２階建て
(2).床面積：１階　74.11㎡、２階　54.24㎡、計　128.35㎡
(3).住戸形式：１戸建て
(4).付帯設備工事：電気、給排水、衛生、その他

２．外部仕上げ表

外部名称	仕上げ	備考
基　礎	鉄筋入り布基礎	矩形図参照
外　壁	ラスモルタル下地リシン吹付	
屋　根	彩色石綿スレート板（勾配：5／10寸）	ﾌﾙﾍﾞｽﾄ・ｺﾛﾆｱﾙなど
軒　裏	珪酸カルシュウム板　ｱ.6㎜下地リシン吹付	
ひさし	長尺カラー鉄板葺き(軒天、破風：珪カル板)	
樋	硬質塩ビ角樋（上吊）、縦樋：角樋	
塗装木部 鉄部	オイルステン又はオイルペイント	

５．その他
(1).軸組部材の寸法は、土台・柱を105㎜角、梁・桁を105㎜幅とする。
(2).特記なき外部建具は、住宅用アルミサッシを標準とする。
(3).特記なき内部建具は、銘木合板ｱ.2.7㎜、フラッシュドアとする。
(4).特記なき内部建具枠、サッシ枠は、木製、E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げとする。

３．建築設備表（参考）

室　名		電　灯	スイッチ	コンセント	水栓	ガス栓	電話配管	電話機
玄　関		1 灯 ﾎﾟｰﾁ：1	2個	個			個	個
居住室	居　間	1 灯 D.L.：4	2個	2個		個	1個	個
	食　堂	1 灯	2個	2個		個	個	個
	和室Ａ （6帖）	1 灯 床ノ間：1	2個	2個		個	個	個
	和室Ｃ （8帖）	1 灯	1個	2個		個	1個	個
	洋室1 （6帖）	1 灯	1個	2個		個	個	個
	洋室2 （7帖）	1 灯	1個	2個		個	個	個
		灯	個	個		個	個	個
台　所		1 灯 流前：1	2個	2個 E付：1	1個	個	個	個
便　所		各 1 灯	各 1 個 換気扇各1	各 1 個	各 1 個			
洗面脱衣室		各 1 灯	各 1 個 1F換気扇1	各 1 個 1FE付：1	1F：２個 2F：１個	個	個	個
浴　室		1 灯	1 個 換気扇1		２個 温水２	個		
縁　側							個	個
廊　下		各 1 個	各 1 個	各 1 個			個	個
階　段		1 灯	1個	個			個	個
納　戸		1 灯	1個	1個	個	個	個	個
		灯	個	個	個	個	個	個

４．内部仕上げ表

室　名		床	幅　木	壁	天　井	備　考
玄　関		磁器床ﾀｲﾙ108㎜角貼 銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 ﾋﾞﾆｰﾙ(V)ｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 ﾋﾞﾆｰﾙ(V)ｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ、壁胴縁使用 上り框：銘木貼集成框
居住室	居　間	銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
	食　堂	銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
	和室Ａ (6帖)	荒床(杉板ｱ.9㎜)下地 畳敷込み	畳寄：檜集成材	ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙ下地 新京壁仕上げ	杉柾化粧天井板敷目貼	廻縁：檜集成材 敷居、長押：檜集成材、内障子付
	和室Ｃ (8帖)	合板ｱ.12㎜下地 畳敷込み	畳寄：檜集成材	ﾗｽﾎﾞｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙ下地 新京壁仕上げ	杉柾化粧天井板敷目貼	廻縁：檜集成材 敷居、長押：檜集成材、内障子付
	洋室１ (6帖)	合板ｱ.12㎜下地 銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
	洋室２ (7帖)	合板ｱ.12㎜下地 銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
押　入		合板ｱ.4㎜仕上	雑巾摺：米栂無節	合板ｱ.4㎜仕上	合板ｱ.4㎜仕上	廻縁：米栂無節 胴縁使用
台　所		銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
便　所		合板ｱ.12㎜下地 CFｼｰﾄｱ.2.3㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
洗面脱衣室		合板ｱ.12㎜下地 CFｼｰﾄｱ.2.3㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
浴　室		磁器床ﾀｲﾙ108㎜角貼		半磁器ﾀｲﾙ100角貼	塩ビ浴室用天井板 (ﾊﾞｽﾘﾌﾞ等)	廻縁：塩ビ製
縁　側						
廊　下		1F 銘木合板ｱ.12㎜貼 2F 合板ｱ.12+銘木合板	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
階　段		銘木積層階段	ササラ桁:銘木積層材	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用
納　戸		合板ｱ.12㎜下地 銘木合板ｱ.12㎜貼	木製幅木(H=約50㎜) E.P.又はｸﾘｱｰ仕上げ	P.B.ｱ.12㎜下地 Vｸﾛｽ貼	P.B.ｱ.9㎜下地 Vｸﾛｽ貼	廻縁：底目地Vｸﾛｽ巻込仕上げ 胴縁使用

新世代木造住宅

計算用データ　モデルプランNO.　128.35㎡

建築面積	77.42	㎡
1階床面積	74.11	㎡
2階床面積	54.24	㎡
延べ面積	128.35	㎡
２Ｆ／延べ	70.06	%

1階長壁長	10.010	m
1階短壁長	7.735	m
短辺／長辺	77.27	%

窓寸法一覧

室　　名	呼称寸法	高さ(m)	幅(m)	面積(m)
居間	9068	2.04	2.60	5.30
	6045	1.35	1.70	2.30
食堂	6045	1.35	1.70	2.30
台所	6025	0.75	1.70	1.28
勝手口	2860	1.80	0.80	1.44
洗面所	3030	0.90	0.80	0.72
浴室	3027	0.80	0.80	0.64
便所	1630	0.90	0.40	0.36
玄関ﾎｰﾙ	3030	0.90	0.80	0.72
玄関	6080	2.40	1.70	4.08
和室6畳	6058	1.75	1.70	2.98
和室8畳	6058	1.75	1.70	2.98
	6030	0.90	1.70	1.53
納戸	3030	0.90	0.80	0.72
便所	3030	0.90	0.80	0.72
階段室	6030	0.90	1.70	1.53
洋室B	6030	0.90	1.70	1.53
	5530	0.90	1.60	1.44
洋室A	6040	1.20	1.70	2.04
合計				34.59
面積比				26.95

日射取得率

部位	仕様	係数	備考
窓	W1	0.60	ﾚｰｽｶｰﾃﾝ、単板
	W2	0.88	ｶｰﾃﾝ無、単板
	W3	0.47	内付ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、単板
	W4	0.39	障子、単板
	W5		
外壁	G1	0.02	一般外壁
	G2	0.03	真壁
	G3	0.02	階間壁
	G4		
	G5		
ドア	D1	0.80	玄関ドア
	D2	0.00	一般ドア
	D3		
屋根	R1	0.20	一般屋根
	R2		

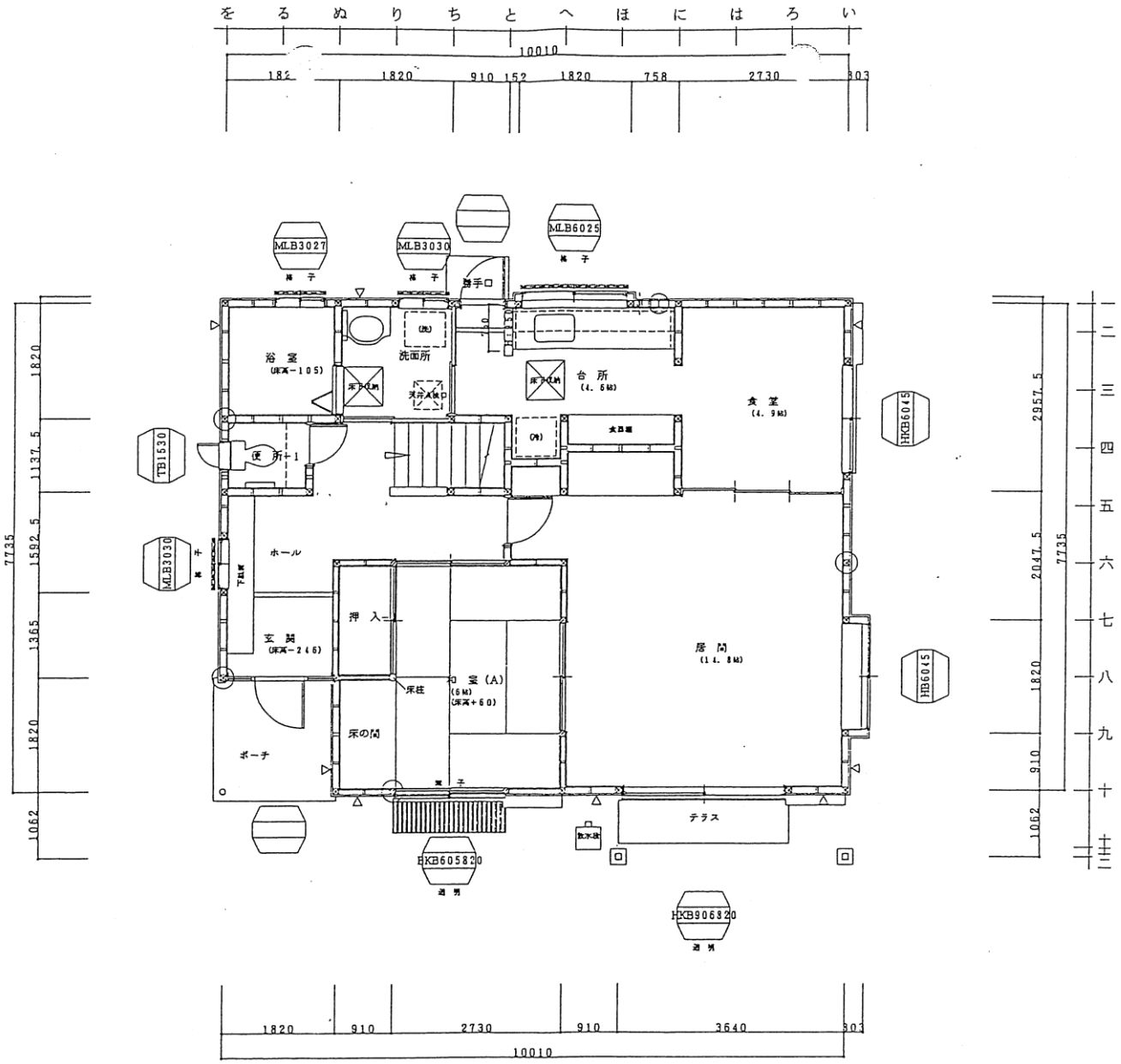

1階面積	74.11 M²(22.41 坪)					間	設計担当	製図	工事名称 新世代木造住宅	縮尺 1：50	建物型 125	図面番号
2階面積	54.24 M²(16.41 坪)											
	M²(坪)											
延床面積	128.35 M²(39.82 坪)								図面名称 1階平面図	建設地（区画番号）	
敷地面積	77.42 M²(坪)										

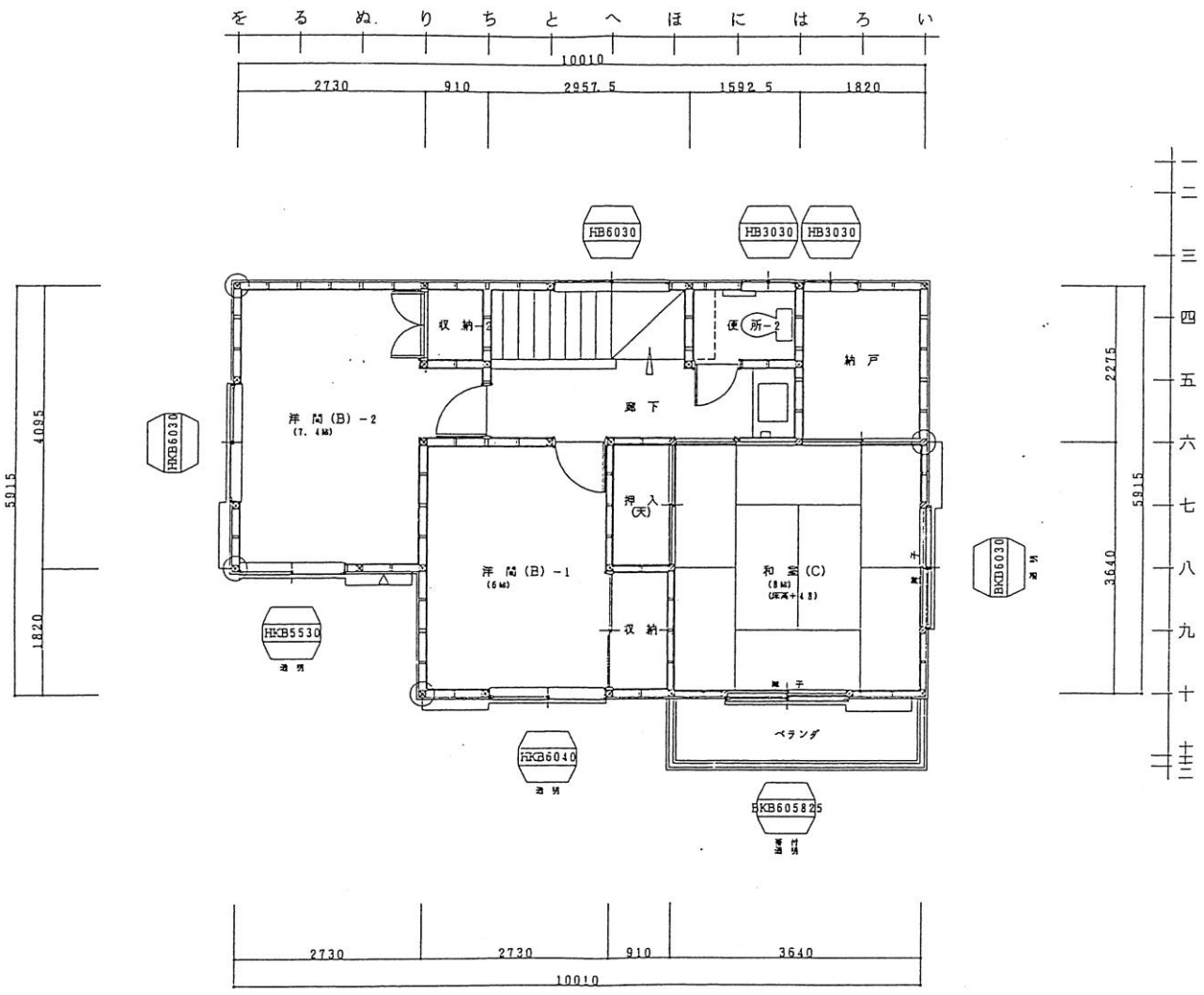

1階面積	M²(坪)					間	設計担当	製図	工事名称	縮尺	建物型	図面番号
2階面積	M²(坪)								新世代木造住宅	1：50	125	
	M²(坪)											
延床面積	M²(坪)								図面名称	建設地（区画番号）		
敷地面積	M²(坪)								2階平面図			

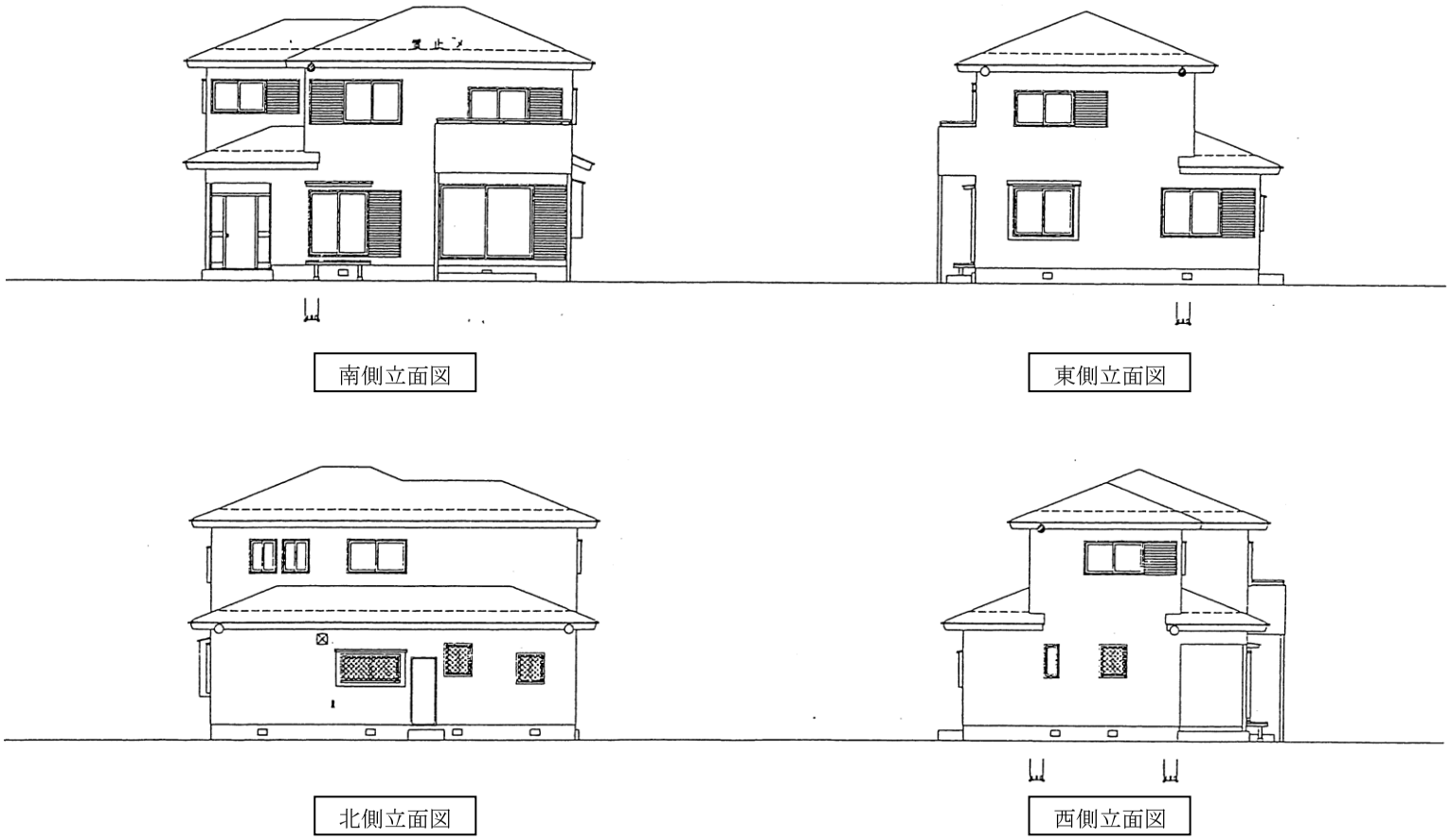

屋根材	
外壁材	
ポーチ軒天	
アルミサッシ色	

1階面積	M²(坪)					間	設計担当	製 図	工事名称 新世代木造住宅	縮尺 1：100	建物型 125	図面番号
2階面積	M²(坪)											
	M²(坪)											
延床面積	M²(坪)								図面名称 立面図	建設地（区画番号）		
敷地面積	M²(坪)											

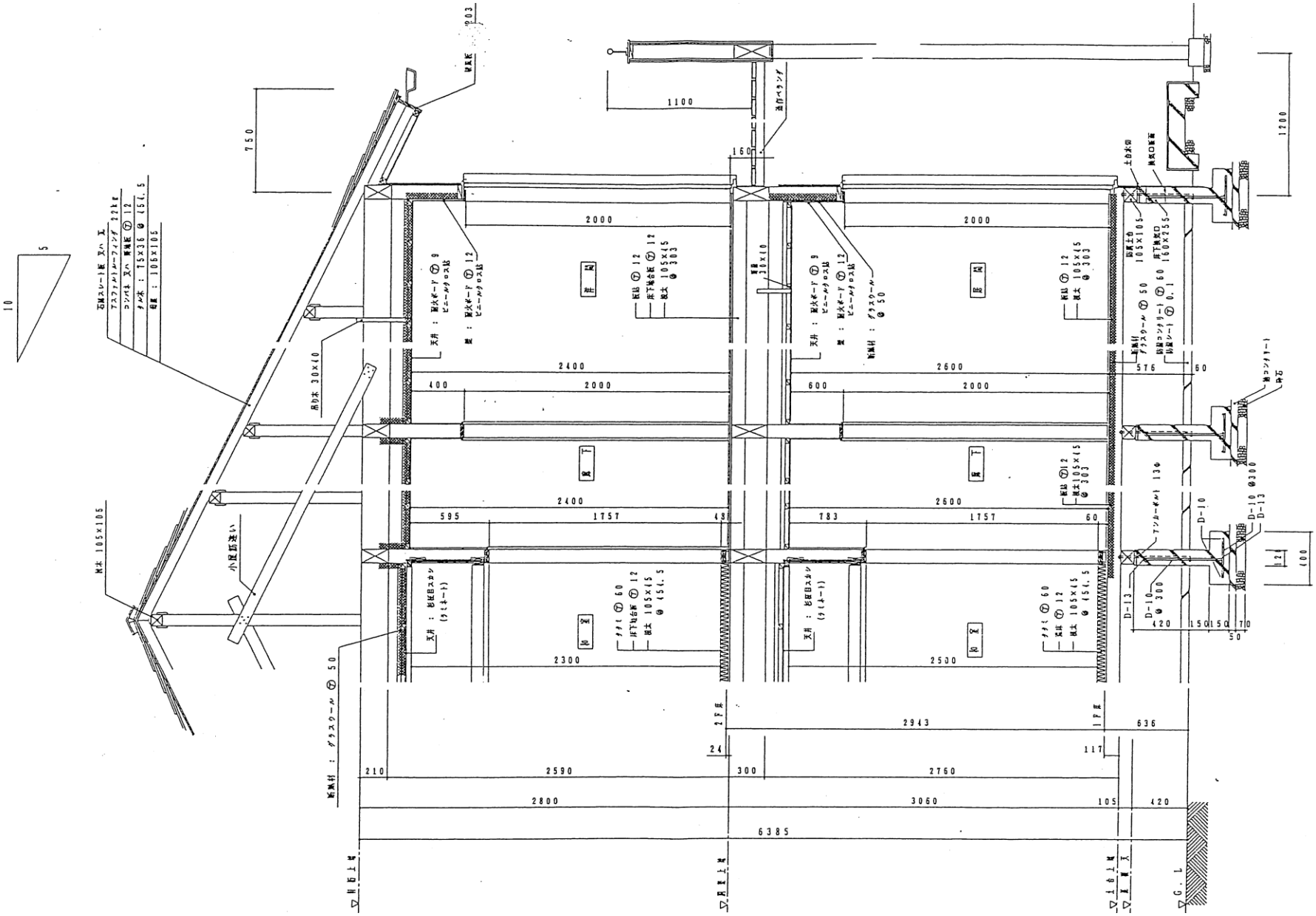

1階面積	M²(坪)					聞	設計担当	製 図	工事名称 新世代木造住宅	縮尺 1：20	建物型	図面番号
2階面積	M²(坪)											
	M²(坪)											
延床面積	M²(坪)								図面名称 矩計図(5寸勾配:造作ベランダ)	建設地（区画番号）		
敷地面積	M²(坪)											

新世代木造住宅供給基本方針

Ⅰ　新世代木造住宅供給システムの目的

新世代木造住宅供給システムは、地域の中小工務店が先進的な企業等の開発した高性能・低コストな木造住宅供給システムの活用を通じ、良質な軸組木造住宅を供給することにより国民の要望にこたえるとともに、居住水準の向上に寄与することを目的とするものである。

Ⅱ　新世代木造住宅供給基本方針の目的

新世代木造住宅供給基本方針（供給ルール）は、システムの活用を考える大工・工務店及び既にシステムを開発している企業、新たにシステムの開発を考える企業に対し、新世代木造住宅供給システムのガイドラインを示すことにより、システムの開発、普及、活用を促進することを目的として策定するものである。

Ⅲ　新世代木造住宅供給システムのガイドライン

１　供給システムの概要

新世代木造住宅供給システムにより供給される新世代木造住宅（新世代ハウス）とは、次の大工・工務店に対する支援内容及び２のシステム供給の条件に係る要件を満たす供給システムを大工・工店が活用しつつ建設する住宅をいう。

（１）大工・工務店に対する支援内容
①営業・設計・現場管理・施工・維持管理面での支援
②工法上合理化された軸組木造住宅部材部品の供給
③①②により、供給する住宅の生産性と性能が向上すること

（２）新世代木造住宅供給システムの具体的なモデルタイプ
システムの供給内容及び契約によって、①材工供給・２者契約タイプ、②材工供給・３者契約タイプ、③部材供給・２者契約タイプ、④部材供給・３者契約タイプの４タイプに大きく分類される。

①材工供給・２者契約タイプ

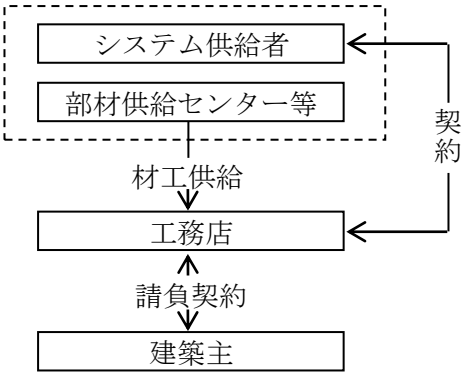

②材工供給・３者契約タイプ

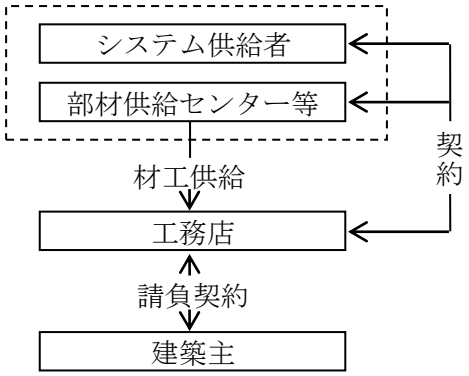

③部材供給・２者契約タイプ

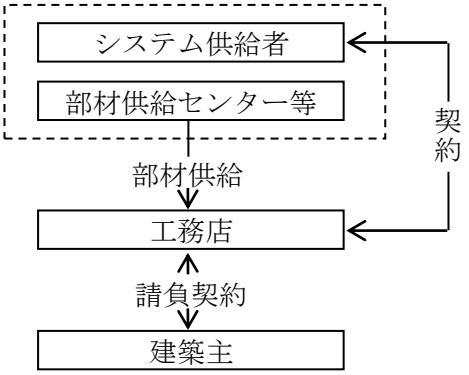

④部材供給・３者契約タイプ

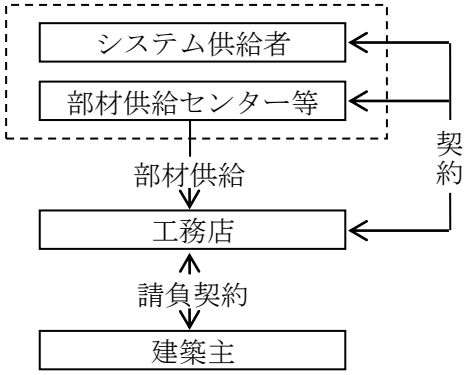

２　システム供給の条件
①大工・工務店が元請けとして活用できること。
②システムの活用に当たって、地域独占性の付与、年間供給戸数の義務付け、施工法の採用禁止等の　非競合性を前提とする条件付けをしないオープンなシステムであること。
なお、新世代木造住宅供給システムで供給される住宅と同じものを供給する場合であっても、本供給ルールに基づかないものについては、新世代木造住宅及び類似の名称を使用することはできないものとする。

３　システム供給側と大工・工務店との標準契約書及び保証契約書
新世代木造住宅に係る施工業者、部材の供給、新世代木造住宅の保証期間、保障内容、保証方法、瑕疵担保等については､本供給ルールを踏まえて作成した｢新世代部材の売買等に関する基本契約書｣、「システム供給内容に係る保証覚書きモデル」に基づき実施することとする。
また、材工とも供給するシステムにあっては、上記に加え「工事施工基本契約約款」を締結することとする。

（１）新世代部材の売買等に関する基本契約書
本契約は、大工・工務店とシステム供給者とが協力して新世代木造住宅の普及、宣伝、市場拡大に努め、双方に対する顧客の信用を保持し、社会への貢献を図るとともに、併せて相互の利益の確保と発展に資することを目的とするものであり、以下の事項等について契約を締結するものとする。
①システムを通じて供給される住宅、部材等の用語の定義
②供給地域限定や販売数量の指定の禁止に関する事項
③大工・工務店とシステム供給者等との業務分担
④大工・工務店が営業活動上使用する名称
⑤大工・工務店の遵守すべき事項
⑥システム供給者等による業務指導等
⑦新世代部材の売買に関する事項
⑧責任の所在と紛争の処理
⑨守秘義務、権利義務、損害賠償、解除約款等

（２）システム供給内容に係る保証覚書モデル
本保証覚書は、供給システム側により供給される範囲について、保障内容等の以下の事項等について定めるものとする。
①新世代部材等の保証の対象
②供給システム側の保障内容
③保障内容に抵触する事態が発生した場合の保証方法
④免責事項
⑤大工・工務店とシステム供給者の間に意見の不一致が生じた場合の紛争対応等

（３）工事施工基本契約約款
本基本契約約款は、材工とも供給可能なシステム供給者が大工・工務店に新世代木造住宅の施工業務を販売する場合に、以下の事項等について定めるものとする。
①システム側の施行業務の契約の成立及び契約図書
②システム側の施行業務と関連工事との調整
③システム側の施行業務の工事現場担当者及び措置請求
④施行業務に関する条件変更等
⑤工事の変更、中止
⑥一般的損害及び第３者の損害
⑦請負代金の支払い方法及び時期
⑧後期の変更等
⑨履行遅延の場合における損害金及び契約に関する紛争の解決等

○○システム供給部材の売買等に関する基本契約書

○○○工務店（以下「甲」という。）と○○○株式会社（以下「乙」という。）〈及び○○○センター（以下「丙」という。）〉とは、［○○システムに係る施工業務並びに］供給部材の売買等について、本日次の通り契約を締結する。

（［　］：材工供給タイプのみ、以下同じ）
（〈　〉：３者契約タイプのみ、以下同じ）

第１条（目的）
この契約は、甲と乙〈及び丙〉が協力して○○システムの普及、宣伝、市場拡大に努め、双方に対する顧客の信用を保持し、社会への貢献を図ると共に、併せて甲、乙〈及び丙〉の利益の確保と発展に資することを目的とする。

第２条（用語の定義）
この契約における用語の定義は、次の通りとする。

１．「○○システムハウス」とは、(公財)日本住宅・木材技術センターが認定したシステムを活用して建てられた住宅をいう。

２．「○○システム」とは、営業支援、設計支援、施工支援、部材供給等○○システムハウスを生産供給する甲を支援するための一連の業務をいう。
３．「○○システム供給部材」とは、乙〈又は丙〉が甲に供給する住宅の部材、部品、ユニット等の総称をいう。
４．「○○システム業務支援」とは、乙〈又は丙〉が甲に対して行う営業支援、設計支援、施工支援等の一連の業務支援の総称をいう。
［５．「施工業務」とは、別に定める施工業務に係る基本契約書に基づき、○○システムハウスに関して乙〈又は丙〉が行う工事請負並びにこれらに付帯する業務の総称をいう。］

第３条（供給地域限定の禁止）
１．第５条１項に規定する甲の地域業務展開について、乙〈及び丙〉は一切の条件を付さないこととする。
　ただし、甲の業務地域が、乙〈及び丙〉の業務対象地域から大きく逸脱する場合は、甲、乙〈及び丙〉の協議によるものとする。
２．乙〈及び丙〉は、前項の業務展開区域における甲の○○システムハウスの販売施工業務が、乙〈及び丙〉に限定されるものではないことを予め了承する。

第４条（販売数量の指定の禁止）
乙〈及び丙〉は、甲に対し年間使用数量等の設定を要求してはならない。

第５条（業務分担）
１．甲は、○○システムハウスの販売施工者として、乙〈又は丙〉より部材の供給を受け、自らの責においてその販売施工にあたるものとする。
２．乙〈及び丙〉は、○○システムハウスに関する商品、技術の開発にあたると共に、甲に対して［○○システムハウスに係る施工業務並びに］○○システム供給部材を供給し、甲の販売施工業務全般に対し支援を行うものとする。

第６条（営業上の名称）

甲は、営業活動を進めるうえで次のような表示を活用することができるものとする。

①○○システムを活用する工務店の表示例

○○システム活用工務店 （もしくは「○○システムハウス供給工務店」等）

この場合、甲は販売施工する住宅に関し、○○システムの活用の有無又はシステムの名称等を施主に明示することとする。

②○○システムで建設される住宅の表示例

○○システムハウス ○○システム 販売施工：○○工務店

第７条（甲の遵守事項）

甲は○○システムハウスの販売施工にあたり、次の各号を遵守する。

１．甲は、施工、労働者の使用等に関係する法規に基づく必要な各種免許、資格を具備すると共に、第８条に定める乙<及び丙>の技術上の指導を遵守して○○システムハウスの販売施工を行うこととする。

２．甲は、○○システムハウスの販売施工に関し、乙<及び丙>が示した○○システム供給部材を使用するものとする。ただし、これらの○○システム供給部材を使用できない正当な理由がある場合はこの限りでない。

第８条（乙<及び丙>による業務指導等）

乙<及び丙>は本契約に基づく甲の業務に関し、つぎの通り助言もしくは指導等を行うものとする。

１．教育

乙<及び丙>は、甲のためのマニュアル、教育ツール等を整備すると共に、研修等の従業員教育の機会を提供するものとする。

２．技術指導

乙<及び丙>は、○○システムハウスの販売施工に必要な技術情報（営業、設計、施工に係るもの）を甲に開示すると共に、甲の要請がある場合又は乙<又は丙>が必要と認めた場合は、甲に対して技術上の助言もしくは指導を行うものとする。

３．業務指導

乙<及び丙>は、前項の技術指導のほか、甲の要請がある場合又は乙<又は丙>が必要と認めた場合は、甲に対して○○システムハウスの販売施工に関する業務について助言もしくは指導を行うものとする。

４．甲は、乙<又は丙>が事前に明らかにした前３項に係る対価を支払うものとする。

第９条（○○システム供給部材の売買）

甲と乙<及び丙>とで行う○○システム供給部材の売買取引は、次の各号の定めによるものとする。

１．売買価格

○○システム供給部材の売買金額は、予め乙<及び丙>の定める単価又は積算基準に基づき、乙<又は丙>が積算した金額によるものとする。

２．納品日および売買代金額の通知

乙<又は丙>は、甲より発注を受けたときは、○○システム供給部材の確定納品日および売買代金額を甲に通知するものとする。

3．売買代金の支払

○○システム供給部材の売買代金の支払方法および支払時期については、別途甲、乙<又は丙>の間で締結する覚書によるものとする。

4．○○システム供給部材の受渡し

(1) 乙<又は丙>は所定の納入日に、所定の場所へ○○システム供給部材を納入し、甲はこれを引き取るものとする。引き取った○○システム供給部材について、甲は適切な養生等の措置をとるものとする。

(2) 甲は引取り後、遅滞なく○○システム供給部材を検査し、瑕疵又は数量不足のあったときは、直ちにこれを乙<又は丙>に通知するものとする。乙<及び丙>は、甲より通知を受けたときは、直ちに甲に対して別に定める保証覚書に従い、保証を行うものとする。

第 10 条（保証制度）

乙<及び丙>は、甲に対して供給した範囲について、別に定める保証覚書に基づき甲に対して保証を行う。

第 11 条（責任の所在と紛争の処理）

1．甲と顧客又は第三者との間に紛争が生じ、損害賠償等の請求を受けた場合は、甲の責任と負担において解決をはかるものとする。

2．前項の定めにかかわらず、顧客又は第三者との紛争が、明らかに乙<又は丙>の責に帰すべき事由によるものについては、乙<及び丙>はその解決に協力するものとする。

3．甲は、第１項に記載する事実が発生した場合は、その経緯及び結果を速やかに乙<又は丙>に報告するものとする。

第 12 条（守秘義務）

1．甲、乙<及び丙>は、本契約により知り得た相手方の秘密に属する事項については、相手方の書面による承諾がある場合を除き、第３者にこれを漏洩してはならないものとする。

2．甲は、○○システムハウスに関する乙<又は丙>の技術、営業上の施策、業務内容等についても、公知となった事実を除き、本契約中はもとより本契約終了後もこれを漏洩せず、又甲の下請組織等にもこれを遵守させるものとする。

第 13 条（権利譲渡）

甲、乙<及び丙>は、相手方の書面による承諾がある場合を除き、本契約に基づく権利義務を他に譲渡することはできないものとする。

第 14 条（損害賠償）

甲、乙<又は丙>は、相手方が本契約の各条項の一に違反し、又は著しく信義に反する行為を行うことにより損害を蒙った場合は、相手方に対してその賠償を求めることができるものとする。

第 15 条（解除約款）

1．甲、乙<又は丙>が次の各号の一に該当するときは、相手方は何ら催促を要することなく、何時でも本契約を解除することができるものとする。

(1) 本契約の各条項の一に違背し、又は著しく信義に反する行為のあったとき。

(2) 支払い停止し、又は振出した手形、小切手を不渡としたとき、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、破産、会社整理、会社更生の申立を受けたとき、又は自ら破産、会社更生の申立をしたとき。

２．前項各号により本契約が解除された場合で、甲と乙〈又は丙〉との間に債権、債務のあるときは、甲、乙〈及び丙〉はその弁済期の如何を問わず当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に債務を弁済するものとする。

〈なお、乙が前項各号に該当したときは丙が、丙が該当したときは乙が、その責を肩代りするものとする。〉

第 16 条（期間）（甲が継続採用を決定した場合）

本契約の存続期間は契約締結の日より２年間とする。ただし、期間満了３ヵ月前までに当事者のいずれかからも更新を拒む旨の書面による通知がないときは、本契約は自動的に１ヵ年期間を更新するものとし、その後も同様とする。

第 17 条（協議約款）

本契約に定めなき事項及び本契約の各条項の解釈に疑義を生じた場合、その都度甲、乙〈及び丙〉は信義に基づいて協議し、決定するものとする。

第 18 条（特記事項）

以　上

システム供給内容に係る保証覚書

（甲：○○○工務店）殿

（乙：○○○株式会社）

＜（丙：○○○センター）＞

乙＜及び丙＞は、○○システムより供給される範囲について下記の条項のもとに保証いたします。

［　］：材工供給タイプのみ、以下同じ）
（＜　＞：３者契約タイプのみ、以下同じ）

記

１．保証の対象
［甲が建設する新世代ハウスに係る工事のうち、甲が注文し、乙〈又は丙〉が供給するすべての個別工事並びに］乙〈又は丙〉が供給する新世代部材について適用する。
ただし、注文書、注文請書、設計図書等に特別の定めのある場合は、その定めによる。

２．保証期間（長期保証を行う必要があるのは、材工供給タイプのみ）
保証対象範囲は、以下の３の(1)については、○年（一部○年）、３の(2)については、○年（一部○年）、３の(3)については、○年（一部○年）の期間保証する。
ただし、システムの供給を受けてから○年（一部○年）を限度とする。

３．保証内容
(1) 製品仕様書で規定する性能（品質・機能・施工性・耐久性等）
(2) 外観上の著しい損傷・変形・変色・錆・はがれ・虫害等の欠陥が認められないこと。
(3)［乙＜又は丙＞が行った個別工事及び］乙＜又は丙＞が供給した新世代部材に起因して躯体及び周辺材に損傷を与えないこと。

４．保証方法
保証期間中に万一保証内容に抵触する事態が発生した場合は、その状況に応じて、下記の方法で改善する。
(1) 代替製品の無償提供
(2) 再施工工事費の負担（代替製品の無償提供および工事費の負担）
(3) その他(1)及び(2)以外の場合は、甲及び乙＜又は丙＞の協議によるものとする。

５．免責事項

次の各号の一に該当するときは、保証の対象外とする。

(1) 地震、台風等の自然現象によるもの。

(2) 火災、暴動等の偶然かつ外来の事故によるもの。

(3) 甲の新世代部材の取扱いによる損傷及び甲の施工時又は乙＜又は丙＞が行った個別工事の引渡し確認後に発生した損傷等。

(4) 入居者又は第３者の故意・過失によるもの。

(5) 甲又は当該住宅の使用者の著しく不適切な維持管理・使用状態に帰すべき事由によるもの。

(6) ○○システムの施工マニュアルの使用方法及び乙＜又は丙＞が供給した新世代部材の施工方法等について、乙＜又は丙＞が適当でないことを指摘したにもかかわらず、甲が採用した設計、施工方法、資材等に瑕疵があった場合［又は乙＜又は丙＞（乙＜又は丙＞の下請け業者を含む。以下同じ。）以外の者の施工に瑕疵があった場合］等、乙＜及び丙＞以外の者の責任に帰すべき事由によるもの。

(7) その他明らかに乙の過失によらない損傷等。

６．紛争対応

(1) 本覚書に基づく乙＜又は丙＞の責に関し、甲と乙の間に意見の不一致が生じた場合には、甲、乙＜及び丙＞は建設業法に定める中央又は都道府県建設工事紛争審査会に対し、当事者の双方又は一方から斡旋、調停又は仲裁を申請する。

(2) 前項の規定による解決のために要する費用の負担については、仲裁人の定める額又は建設業法に基づく紛争処理の手続きに要する費用の定めによるものとする。

以 上

施工業務に係る基本契約書

○○○工務店（以下「甲」という。）と○○○株式会社（以下「乙」という。）＜及び○○○センター（以下「丙」という。）＞とは、甲が販売施工する新世代ハウスの施工業務に関し下記の工事施工基本契約約款に基づき基本契約を締結する。

（＜　＞：３契約者タイプのみ、以下同じ。）

記

工 事 施 工 基 本 契 約 約 款

第１条（総則）
甲と乙＜及び丙＞とは、本契約書に基づき、おのおの対等の立場にたって、信義に従い誠実に契約を履行する。

第２条（適用の範囲）
本約款は、甲が注文し乙＜又は丙＞が施工する個別の工事（以下「個別工事」という。）について適用する。

第３条（個別工事の契約の成立）
本契約は、甲が乙＜又は丙＞に、別途定める注文書（以下「注文書」という。）を発行し、乙＜又は丙＞が甲に、別途定める注文請書（以下「注文請書」という。）を提出したとき契約が成立する。

第４条（個別工事の契約図書）
１．乙＜又は丙＞は、甲が示した個別工事について、予め見積明細書、工程表及び必要に応じ工事計画書を作成し、甲に提出する。
２．甲は、見積明細書などを検討の上注文書を発行し、乙＜又は丙＞はこれに対し注文請書を提出する。
３．注文書、注文請書には、個別工事の範囲等を明確にするための補足図書を添付することができる。

第５条（関連工事との調整）
個別工事と施工上関係のある工事（以下「関連工事」という。）との調整は、甲が行う。乙＜及び丙＞は、個別工事と関連工事との調整が必要であると判断したときは、甲にその調整を申し出ることができる。

第６条（工事現場担当者）
甲は、乙＜又は丙＞が行う個別工事に関する指示及び関連工事との総合調整を図り、工事を円滑に完成させるため、工事現場担当者（以下「工事担当者」という。）を置く。
工事担当者は次の業務を行う。
(1) 第４条第１項に基づき、乙＜又は丙＞が提出した見積明細書、工程表及び工事計画書等の検査、承認。

(2) 注文書、注文請書及び設計図書等に基づき、工程の細部、作業方法についての乙＜又は丙＞との協議。
(3) 乙＜又は丙＞が求める指示、検査、立会い等への対応。
(4) 個別工事の工期及び個別工事の請負金額（以下「請負金額」という。)の変更等の内容の調査。

第７条（工事関係者に関する措置請求）
１．甲は、乙＜又は丙＞に係る施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがるときは、乙＜及び丙＞に対して、その理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。
２．乙＜又は丙＞は、工事現場担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
３．甲、乙＜又は丙＞は、前１又は２項の規定による請求があったときは、その請求に関わる事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

第８条（工事用機器に係る条件等）
甲は、乙＜又は丙＞が使用する工事用機器について適当でないと認めたときは、乙＜又は丙＞にその理由の説明及び交換を求めることができる。

第９条（条件変更等）
１．乙＜又は丙＞は、施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を工事担当者に通知し、その確認を求めるものとする。
(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないとき。
(2) 設計図書に示された工事現場の施工条件が、実際と異なるとき。
(3) 指示された工期と工事進捗状況が異なる等、乙＜又は丙＞が速やかに工事に掛かれないとき。
(4) その他設計図書等により把握できない不測の条件が発生したとき。
２．前項の各号に掲げる事実が確認された場合は、甲、乙＜又は丙＞は、必要に応じ、協議により工事内容、工期、請負金額等を変更することができる。

第 10 条（適合しない施工）
１．乙＜又は丙＞が行った個別工事が、第４条の契約図書に適合しない部分があるときは、甲は乙＜又は丙＞に改善を求めることができる。
２．乙＜又は丙＞は、前項の求めがあったときは、直ちに改善を行う。ただし、その責が乙＜又は丙＞に帰し得ないときは、改善に要する費用は甲の負担とする。
３．第４条の契約図書に適合しない疑いがある部分については、必要があると認めたときは、甲は乙＜又は丙＞の承認を得て、工事の一部を解発し、検査することができる。
４．前項による解発の結果、契約に適合していないものについては、解発及び復旧に要する費用は乙＜又は丙＞の負担とし、契約に適合しているものついては、解発及び復旧に要する費用は甲の負担とする。
５．前第２項及び第４項において、必要がある場合は、甲、乙＜又は丙＞の協議により工期を変更することができる。

第 11 条（工事の変更、中止について）
１．甲は、必要に応じ、文書により、工事を追加もしくは変更又は一時中止をすることができる。
２．前項による請負金額又は工期の変更が必要な場合は、甲、乙＜又は丙＞協議して定める。

第 12 条（一般的損害）

１．個別工事の引渡し前に、契約の目的物又は乙＜又は丙＞の管理する新世代部材及び乙＜又は丙＞の個別工事に伴う個別工事以外の工事部分に損害が生じたときは、乙＜又は丙＞の負担とする。

２．前項の損害のうち、次の各号の一により生じたものは、甲の負担とし乙＜又は丙＞は必要に応じ工期の延長を求めることができる。

(1) 甲の都合によって、着工期日までに着工できなかったとき、又は甲が工事を繰延べもしくは中止したとき。

(2) 契約条項に基づく支払いが遅れたため乙＜又は丙＞が工事の手待ち又は中止をしたとき。

(3) その他甲の責に帰すべき事由によるとき。

第 13 条（第３者の損害）

１．乙＜又は丙＞の個別工事のため、第３者の生命、身体に災害を及ぼし財産等に損害を与えたとき又は第３者との間に紛議を生じたとき、乙＜又は丙＞はその処理に当たる。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときはこの限りでない。

２．前項に要した費用は、乙＜又は丙＞の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし、乙＜又は丙＞は必要に応じ工期の延長を求めることができる。

第 14 条（検査及び引渡し）

１．乙＜又は丙＞は、契約に基づく個別工事が完了したときは、甲に検査を求め、甲は、乙＜又は丙＞の立会いの下で遅滞なく完了検査を行う。

２．前項の検査に合格したときは、甲はその旨を文書により乙＜又は丙＞に通知する。乙＜又は丙＞は期日までに契約の目的物を引渡し、甲は引渡し受書を乙＜又は丙＞に提出する。

３．検査に合格しないときは、乙＜又は丙＞は速やかにこれを補修又は改造して、甲の再検査を受ける。

第 15 条（請負代金の支払い方法及び時期について）

乙＜又は丙＞の行う個別工事の請負代金の支払い方法及び期日は、注文書又は注文請書に定めるところによる。

第 16 条（乙の請求による工期の変更等）

乙＜又は丙＞は、不可抗力によるか、正当な理由があるときは速やかにその事由を提示し、甲に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は甲、乙＜又は丙＞協議して決める。

第 17 条（甲の請求による工期の変更等）

甲は、工期を変更する必要があるときは、乙に対して文書により工期の変更を求めることができる。このとき、工期の延長日数は甲、乙＜又は丙＞協議して決める。

第 18 条（請負代金の変更）

１．本契約の第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条による場合の他、次の各号の　一に当たるとき、甲、乙＜又は丙＞は請負金額の変更を求めることができる。

(1) 工期内に材料、役務等の統制額又は一般職種別賃金の変更により請負金額が明らかに不適当であると認められるとき。

(2) 工事が長期（当事者の協議による）にわたる場合、その工期内に租税の変更、物

価賃金の変動により請負金額が明かに不適当と認められるとき。

(3) 一時中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合、請負金額が不適当と認められるとき。
(4) 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関し、これらの事業費の増減があり、請負金額が不適当と認められるとき。

2．請負金額を変更するときは、工事の変更部分については、見積明細書により、増加部分については時価によって甲、乙＜又は丙＞協議のうえその金額を決める。

第 19 条（瑕疵担保）

工事目的物に瑕疵があるときは、別に定める保証覚書に基づき、乙＜及び丙＞は甲に対して保証を行う責任を負う。

第 20 条（履行遅滞の場合における損害金）

1．乙＜又は丙＞が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないときは、甲は乙＜又は丙＞に対して、請負金額に対し日歩〇銭の損害金を請求することができる。
2．引渡し期日に請負代金の支払いを求めても、甲がその支払いを遅滞しているときは、乙＜又は丙＞は甲に対して、請負金額に対し日歩〇銭の損害金を請求することができる。
3．甲が前項の遅滞にあるときには、乙＜又は丙＞は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。
4．甲が遅滞にあるとき、乙＜又は丙＞が自己のものと同一の注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。
5．乙＜又は丙＞が遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は、乙＜又は丙＞の負担とし、天災その他不可抗力等の理由によってその責を免れることはできない。

第 21 条（契約に関する紛争の解決）

1．この契約に関し、甲と乙＜又は丙＞との間に紛争を生じたときは、当事者は建設業法による建設工事紛争審査会の斡旋又は調停によってその紛争を解決する。
2．前項の審査会が斡旋もしくは調停をしないものとし、又は斡旋もしくは調停を打ち切った場合において、その旨の通知を当事者が受けたときは、その紛争を建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第 22 条（補足）

この契約書に定めていない事項については、必要に応じ、甲、乙＜又は丙＞協議のうえ定める。

以　上